

VTuber と共に銚田をPR！令和8年度シティプロモーション業務委託 仕様書

1. 目的

本業務は、若者向けに支持を集めるデジタルコンテンツ「VTuber」を活用した新たな地域の魅力の創出や、VTuber ファンなど新たなターゲットに対して市の魅力を発信するシティプロモーション施策を展開することにより、銚田市の認知度及びイメージ向上を図り、以て市の交流人口拡大に繋げることを目的とする。

2. 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

3 . 委託業務の内容

本委託業務で取組むべき内容は次のとおりとする。なお、いずれの取組内容においても、企画、調整、運営等については、受託者が主体的に行うものとし、その決定に際しては、事前に委託者との協議を十分に行い、その承諾を得なければならない。

I. VTuber を活用した市シティプロモーション情報の発信

- ・VTuber の公式チャンネルにおけるライブ配信やアーカイブ配信により、市シティプロモーション情報を発信すること。
- ・VTuber の公式 SNS アカウントにおいて市シティプロモーション情報を発信すること。
- ・銚田市に合ったプロモーションを実施するため、銚田市への理解度等を観点として親和性の高い VTuber を選定し起用すること。また、受託者は、起用した VTuber に対し、銚田市の情報をより深く理解してもらうよう務めること。

II. VTuber を活用した市内誘客施策

- ・VTuber を活用した市内誘客の企画を立案し、実施すること。
- ・提案する誘客施策は、銚田市の地域資源に対して、VTuber コンテンツが新たな付加価値を付与するものであること。
- ・提案する誘客施策は、銚田市の地域経済の活性化に資するものであること。
- ・市内誘客にあたり、必要な市内事業者との調整は受託者が行うこと。

Ⅲ. VTuber とのコラボによる地域商品の開発

- ・市の農作物やそれを使用した加工品、宿泊施設や体験サービス等について、VTuber とコラボした商品やプラン等を開発し、地域商品として販売すること。
- ・地域商品の開発にあたっては、原則、市内事業者や市と関係性を有する事業者から選定を行うものとし、市及び参画する VTuber の意向を十分に反映すること。
- ・開発した地域商品の販路について提案し、開拓すること。
- ・本業務により創出した地域商品の販売状況及び売り上げを把握し、市の求めに応じて報告すること。

Ⅳ. 企業の特徴を生かした VTuber 活用施策(任意提案)

- ・VTuber を活用し、企業の特徴や強みを生かした独自の取組みとして、本業務の目的の達成のほか、市の活性化に資する施策の用意がある場合は、これを提案し実施すること。

Ⅳ. その他

- ・その他、本委託業務の目的を達成するために必要な取組みを行うこと。

4 . 業務履行における特記事項

(1)本市における VTuber を活用したシティプロモーションは、令和7年度から令和9年度までの3カ年度の実施を想定しており、1年目を「基盤構築期」、2年目を「展開期」、3年目を「拡大期」として段階的な事業発展を見込んでいる(契約は単年度)。

受託者は、令和7年度の取組を踏まえた施策を展開すること。

(2)受託者は、本業務の履行にあたっては、市及び「令和8年度銚田の魅力再発見業務委託」の受託者(以下「当該業務受託者」という。)が実施する、市シティプロモーション活動において、本業務に係る情報発信を行うことについて予め承諾し、市及び当該業務受託者が、本業務に係る情報を発信しようとする場合には、可能な限り情報の発信を許可し、事業者間での連携をとるよう努めること。

なお、市及び当該業務受託者は、本業務に係る情報の発信に限り、次に掲げる情報等について、受託者の事前承諾なく使用する場合がある。

- ・参画 VTuber のビジュアル画像および公式プロフィール。但し、受託者が広報用宣材として市に事前提供しているものに限る。

- ・本事業で開発し、情報が公開された VTuber とのコラボ地域商品の情報(商品写真及び情報。商品パッケージに VTuber の画像が使用されている場合も含む)。

- ・本業務における取組内容の内、プレスリリース等により公に周知された情報、画像等の使用については、前述に倣うものとする。

5. 提出書類等

(1) 事業計画書

受託者は、契約締結後速やかに、事業計画書として次の書類を提出しなければならない。

- ①本委託業務における取組内容(案)の概要
- ②契約金額に対する、各取組内容への経費配分(案)
- ③実施体制図(下請事業者がある場合はそれを含めること)
- ④業務履行スケジュール
- ⑤業務内容の一部を下請けに出す場合は、再委託に係るの申請書(指定様式)
- ⑥その他市長が必要と認める書類

(2) 進捗報告

受託者は、委託者の求めがある場合は、速やかに事業の進捗状況を報告しなければならない。報告の方法は、委託者の指定によるものとする。

受託者は、イベント等への出展又は催事の実施を行った場合にはその都度、販売等実績及び取り組みによる効果等を委託者に報告するものとする。

(3) 事業報告書

本委託業務が完了したときは、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- ①業務完了報告書(指定様式)
- ②事業報告書(A4版 紙媒体 1 部、電子媒体 1 式)
- ③契約金額に対する、各取組内容の経費配分がわかる書類
- ④その他、市長が必要と認める書類

6. 委託要件等

(1) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守すること。

(2) 再委託の制限

受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託することができない。委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に委託者の承諾を得ること。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたり取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損他が無きよう、細心の注意を払い個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は事故の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 会計検査への対応

本委託業務は、契約期間終了後も含め、市監査や国会計検査の対象となる場合があることから、本委託業務に関する会計関係帳簿類などの経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年から5年間保存すること。

また、契約期間終了後においても、前述の検査等への対応について委託者の求めがある場合、受託者は必要な協力をしなければならない。

(6) 知的財産権の取扱い

本業務により新たに生じた知的財産権は、原則市に帰属する。なお受託者は、本業務において市に帰属する知的財産権が生じる場合は、当該知的財産権が他の者が有する知的財産権等に干渉することがないように、十分に配慮しなければならない。

(7) 成果品の取り扱い

- ・本業務の成果品の所有権は、市に帰属するものとし、市の承諾を得ずして公表・貸与・使用してはならない。
- ・受託者は、本業務における成果品を作製する場合は、他者の著作権等を侵害することがないように、十分に調整を行うこと。
- ・市は、成果品に他者の著作物が使用されている場合において、当該成果品を業務等で使用する場合には、事前に受託者を通じ、当著作物の権利保持者及び必要関係者(以下、「著作権者等」という。)との間で、使用方法等について調整を行うものとし、その承諾があった場合に限り、本成果品をするものとする。
- ・受託者は、前述の調整手続において、市及び著作権者等の両者に対し誠意ある対応に努めなければならない。
- ・受託者は、本業務履行期間終了後においても、前述の調整手続の必要が生じる場合には、これに協力すること。

(8)疑義

本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上、決定する。ただし、両者の協議で決定ができない場合には、受託者は市の指示に従うこととする。

(9)その他

本仕様書の各項目について、契約締結後においても市と受託者が協議の上、必要に応じて適宜修正できるものとする。